

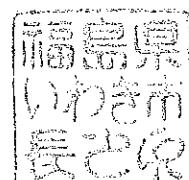
民主党

政策調査会長 細野 豪志 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫



【重点要望項目】

- 1 地域医療等の充実について ······ P1
- 2 放射性汚染物質対処特別措置法に基づく指定廃棄物の
処理について ······ P2
- 3 長期避難者の受け入れに向けた制度設計の早期構築
について ······ P3

【要望項目】

- 1 原子力災害対応について
 - (1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策に
ついて ······ P4
 - (2) 除染対策について ······ P5
 - (3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施に
ついて ······ P6
 - (4) 風評被害の払拭について ······ P7
- 2 本市の基幹的な社会基盤の整備について
 - (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備
促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について ··· P8
 - (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について ······ P8
 - (3) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の
整備促進について ······ P9
 - (4) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について ······ P9
- 3 被災地域の支援について
 - (1) ふくしま産業復興企業立地補助金について ······ P10
 - (2) 洋上風力発電の促進について ······ P11
 - (3) 漁業再開に向けた支援等について ······ P12

【重点要望項目】

1 地域医療等の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、本市から医師や医療従事者が流出するとともに、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となり、本市における医師をはじめとする医療従事者の不足は深刻な状況となっております。

更に、双葉郡から約23,000の方が本市に避難しており、仮設住宅周辺の医療機関においては、双葉郡の外来患者数の増加により待ち時間が長くなるなどの影響が出てきており、市民への影響や医師の負担が過重になっていることが懸念されるなど医療提供体制の再構築が急務となっております。また、放射線による健康被害も懸念されるところであります。

このような状況の中、今後のいわき医療圏の地域医療の充実・強化に向け、次の項目について、要望いたします。

- ① 特に浜通り地方における拠点病院となる本市新病院の整備等に向けて、地域医療再生基金の積み増し及び計画期間の延長について、特段の御支援
- ② 早期に効果的な医師招へい・医療従事者確保の対策の実施
- ③ 放射線医学に関する調査研究・最先端医療の関係機関等の本市への誘致

【重点要望項目】

2 放射性汚染物質対処特別措置法に基づく指定廃棄物の処理について

放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法という」）に基づき、事故由来放射性セシウムによる汚染状態が $8,000\text{Bq/kg}$ を超える廃棄物は指定廃棄物として、国の責任で処理することとなっており、それまでの間は自治体等で一時保管することとされています。

本市の一般廃棄物焼却処理施設から発生する飛灰の放射能濃度は、 $8,000\text{Bq/kg}$ を超えていることから、特措法に基づき焼却施設内において一時保管を行っておりますが、そのスペースも限界に達しつつあり、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあります。

このため、現在、施設外に新たな保管場所の確保に努めておりますが、住民の放射性物質に対する不安及び国の処理の見通しが不透明で長期間の保管を余儀なくされるとの懸念により、その選定は困難を極めることから、次の項目について、要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期設置とともに、国による指定廃棄物の処理の開始時期を具体的な根拠を示しながら公表すること。
- ② 新たな保管場所の確保に向け、放射性物質に対する住民の不安の解消を図ること。

【重点要望項目】

3 長期避難者の受け入れに向けた制度設計の早期構築について

本市は、被災地でありながら双葉郡などから約23,000人の避難者を受け入れていることから、特段のご配慮を国・県に要望しております、去る7月に策定された「福島復興再生基本方針」の中に、避難者の受入自治体に対する支援等が記載されましたが、具体的な支援策は未だ明らかにされておりません。

また、いわゆる「町外コミュニティ」を含む、避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」が去る9月に設立されましたが、「町外コミュニティ」に関しては未だ不明瞭であり、さらに、長期化する避難者への対応の見通しもない状況にあります。

この避難者の受け入れについては、本市の将来の都市計画をはじめ、財政、地域コミュニティ、医療・福祉、市民感情などにも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした中、大震災から1年7ヶ月が経過し、市民の皆様の中に複雑な感情が芽生え、様々な課題が生じている一方で、本市への住民票の異動や、土地や家屋の売買のほか、企業や、医療機関、飲食店等の移転など、避難者の方々が本市内へ生活基盤を事実上「移す」ような事例が生じており、時間の経過とともに、本市の担う役割も変化しつつあります。

このようなことを踏まえまして、次の項目について、要望いたします。

- ① 国主導による早急な「町外コミュニティ」の制度設計
- ② 本市民のような受け入れ自治体への具体的な支援策等の構築

1 原子力災害対応について

(1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力(株)福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力(株)の責任において一刻も早い収束をするとともに、県内の原子力発電所の全てを廃炉にすることを表明している福島県の方針に則り、福島第一原発のみならず、福島第二原発も廃炉にすることを強く求めるようお願いします。

また、本市に隣接して立地する福島第二原発は、仮に廃炉が決定したとしても数十年の廃炉作業期間中、多くの市民が不安を拭い去ることができないことから、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、区域外に搬出するなど、国及び東京電力(株)の責任において、確実な安全対策を講じられるよう、次の項目について、要望いたします。

- ① 「中長期ロードマップ」の前倒し及び万全な体制での取り組み
- ② 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進
- ③ 福島第二原子力発電所の当面の確実な安全対策

(2) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように国直轄ではなく、市域全体が除染対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」においては、実施主体が市町村とされているばかりか、特措法施行前は認めるとしていたホットスポットに係る財政措置をはじめ、農地や山林を含め地域の実情に即した除染方法の確立や仮置場設置も含めて、責任主体である国の関わり、連携も不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

このほか、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施は困難であり、これまでも国の直轄実施を含め具体的な手法の確立を求めてきました。さらに市町村が除染を実施する前に個人又は事業者が自ら実施した除染に係る費用等についても、相談が多く寄せられておりますが、いずれも国からの明確な方針が示されていない状況であります。

市町村においては相当な業務負担となっていること及び方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることを踏まえ、次の項目について強く要望します。

- ① 市町村が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局的に線量が高い箇所等）に係る財政措置
- ② 仮置場設置に係る国の積極的な対応（住民理解に係る国の説明責任）及び中間貯蔵施設の早期建設
- ③ 市町村業務負担の軽減
(除染技術の提供や職員派遣はもとより、除染対象地域全体に係る国の直轄実施も要考慮)
- ④ 大規模事業所等に係る具体的な手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら除染した費用等に係る国主体の実施

(3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の3項目と併せて、責任をもって対応されますよう強く要望します。

- ① 自主避難賠償（妊婦と18歳以下の子どもに係る本年1月以降の損害賠償）の早期決定
- ② 本市30km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間の公平な取り扱い
- ③ 本市30km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償の早期決定
- ④ 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

(4) 風評被害の払拭について

本市は、これまで風評被害を払拭し、交流人口の回復を目指したPR事業を実施しているところであります。

国においても「東北観光博」の開催などの取組みがなされていることは認識しておりますが、風評を払拭するため、地域の安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、本市で生産された農林水産物や商工業品に係る積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進されるようお願いします。

また、本年5月に「第6回太平洋・島サミット」が沖縄で開催されました。が、国際的な風評被害の払拭を図るためにも、次回の当該サミットが「いわき」で開催できるよう、国・県においては、あらゆる機会を捉えて、積極的に誘致活動を行われるようお願いします。

2 本市の基幹的な社会基盤の整備について

(1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について

今後再び、同規模の津波等による災害が生じても、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強くお願いします。

また、当市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道バイパスは、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう、要望いたします。

(2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について

常磐自動車道は、首都圏と太平洋沿岸地域の産業・経済・文化などの発展と地域住民の福祉の向上を実現するための重要な高速自動車国道であります。

去る平成23年3月11日の東日本大震災において、常磐自動車道は、本県浜通り南部地域の住民の避難や災害応急対策に必要な人員、物資などの輸送路として重要な役割を果たしたところであります。

今後、当市が南東北の拠点都市として他地域との交流拡大を図りながら、震災からの早期復興を遂げるためにも、常磐自動車道の早期仙台延伸が図られるよう、要望いたします。

(3) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の整備促進について

小名浜港は、いわき市はもとより南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、更には電力を供給する石炭の集積を行う国際バルク戦略港湾として、今までにもまして重要な役割を求められているところであります。

本市において、震災からの早期復興を図るために、小名浜港を活用した産業の集積とあわせて港湾機能の強化が喫緊の課題となっております。

つきましては、現在整備が進められている東港地区の岸壁の大水深化や岸壁と荷役機械等の一体的な耐震強化の早期実現等、東港の機能拡大を含めた整備促進につきまして、積極的に取り組まれるとともに、地域産業の拡大を図るための積極的な施策展開を要望いたします。

(4) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について

重要港湾小名浜港周辺地区は、東日本大震災により被害を受けましたが、小名浜港アクアマリンパークや小名浜港背後地等を含む周辺地区の一体的な再生・整備は、いわき市において復興のシンボルとして位置づけ、物流の拠点として港の再生はもとより産業・観光振興の拠点として、早期完成を目指しているところであり、いわき市のみならず、福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルとなるものと期待しております。

本市においては、この再生・整備に向けて、去る4月に小名浜港背後地における土地区画整理事業の事業認可を受けるとともに、国からの関連事業に係る復興交付金の採択をいただき、防災機能を有する都市拠点の整備に着手したところであります。

今後とも、当該地区における多様な動向を踏まえまして、国においても、積極的な施策展開を図られるよう要望いたします。

3 被災地域の支援について

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金について

国の平成23年度第3次補正予算を原資として創設された「ふくしま産業復興企業立地補助金」について、市内事業者をはじめ、新たに立地しようとする製造事業者などから多数の補助申請があり、35件の事業が採択されたところですが、22件が採択保留となっております。

市といたしましては、当該制度が、新たな投資や企業進出につながる契機となったものと認識しているところであります。本市産業の発展的な復興や新たな雇用の場を創出していく観点から、採択留保となった事業者並びに初回申請を見送った事業者への対応について、特段のご配慮をお願いします。

なお、当該補助金の補助率の見直しについて検討されているとの報道がありますが、補助採択後に補助率を引き下げるとの対応は、事業者の資金調達や事業計画に直接影響を及ぼすものであり、引いては産業の復興や雇用増加の妨げになる可能性もあることから、制度創設の趣旨を踏まえ、当初の規定に基づく運用について支援下さいますよう併せてお願いします。

(2) 洋上風力発電の促進について

本市といたしましては、市復興ビジョンに「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す」ことを掲げ、この実現に挑戦しております。

また、東日本大震災に加え、福島第一原子力発電所の事故やそれに伴う風評被害により、地域経済が大きな被害を受けており、その再生と復興が急務となっております。

さらに、同事故に伴い設定されている警戒区域等から多くの避難者を受け入れており、新たな雇用の創出も喫緊の課題となっております。

こうした中、国において、本県沖では、浮体式洋上風力発電の実証実験が計画されておりのことから、この実証実験を契機として、特に小名浜港周辺地区を基軸としながら、地域経済の再生と復興、更には新たな雇用の創出が図られるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 浮体式洋上風力発電実証実験の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電認証機関、研究施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の機能強化
- ⑤ 漁業者との共存に向けた取り組み支援

(3) 漁業再開に向けた支援等について

小名浜港周辺地区においては、水産業の拠点施設である魚市場等の整備を進めておりますが、本市の沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、本市の水産業の早期の復旧復興に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 福島第一原子力発電所から発生する汚染水について、東京電力㈱に対し抜本的な対策を求めるとともに、安いな海洋放出は容認しないこと
- ② 本市の漁業関係者は操業再開の見通しが立っていないなど、他の被災地域とは異なる実情を勘案し、今後とも本市の水産業の復旧・復興に向けた継続的な支援措置を講じること
- ③ モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施するほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう万全を期すこと